

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（素案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、地域活動協議会に対する補助金の交付について各区に共通する統一的な基準を定めるものとする。

【趣旨】

地域活動協議会に対する補助金の交付については、区長に財源枠として配分された予算の執行として大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「補助金交付規則」という。）に基づき、交付の申請、決定、実績報告の徴収等の諸手続が行われるものであるが、この要綱は、補助金交付規則に定める諸手続に加えて、地域活動協議会に対する補助金の対象となる市民活動、補助率等に関する各区に共通する統一的な基準を定めるもの。

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。

2 この要綱において「校区等地域」とは、おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。

【趣旨】

地域においては、様々な分野で市民活動団体による市民活動が行われているが、この要綱においては、以下の点を備えた市民活動団体の連合組織を地域活動協議会として位置付けることとしている。

ア 校区等地域を単位として活動することを基本としていること。

イ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な活動主体が幅広く参画していること。

ウ 民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されていること。

エ 特定の分野ではなく防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象としていること。

- 3 この要綱において「市民活動」とは、大阪市市民活動推進条例(平成 18 年大阪市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する市民活動をいう。
- 4 この要綱において「市民活動団体」とは、大阪市市民活動推進条例第 2 条第 2 号に規定する市民活動団体をいう。

【趣旨】

この要綱における「市民活動」及び「市民活動団体」の用語の意義は、それぞれ、大阪市市民活動推進条例(平成 18 年大阪市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する市民活動及び同条第 2 号に規定する市民活動団体と同意義のものとする事としている。

なお、第 1 項の地域活動協議会の定義規定にもあるように、同条例第 2 条第 2 号には、市民活動団体の例示として「地域住民の組織、ボランティア団体、NPO」が掲げられているが、「企業」についても同条第 1 号に規定する「市民活動」を行う場合には、その活動の範囲内において「市民活動団体」に該当するものである。

(参考)

大阪市市民活動推進条例(抄)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。

以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(2) 市民活動団体 地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体をいう。

(基本原則)

- 第3条 地域活動協議会に対する補助金の交付は、地域活動協議会が、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において特定分野の市民活動団体の活動対象とならない分野を補完しながら、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行う場合に、その準行政的な機能にかんがみ、他の市民活動団体に対する補助金の交付とは異なる観点から実施するものとする。
- 2 地域活動協議会に対する補助金の交付は、前項の基本的な考え方を踏まえ、地域活動協議会が同項の準行政的な機能を果たしていることを前提とし、当該機能を十分に果たすことができるよう支援することを旨として行わなければならない。

【趣旨】

補助金については、市政改革プランの「補助金等の見直し調整方針」(アクションプラン編 56頁)において団体運営費補助の原則廃止、その他事業補助の補助率上限 2 分の 1 原則の徹底といった方針が定められているが、地域活動協議会が、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において特定分野の市民活動団体の活動対象とならない分野を補完しながら、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行う場合には、当該地域活動協議会については準行政的機能を果たしていると認められることから、これらの方針の例外的措置として、一般の市民活動団体に対する補助とは別の特別な補助を行うものであるという基本原則を明確にするもの。

したがって、地域活動協議会に対する補助金の交付は、地域活動協議会がこうした準行政的な機能を果たしていることを前提とし、当該機能を十分に果たすことができるよう支援することを旨として行わなければならない、区長において地域活動協議会がこうした準行政的機能を果たしていないと認められるときは、その補助は廃止しなければならないものとなる。

(補助金の交付)

第 4 条 次に掲げる要件を備えているものとして次条に定めるところにより区長の認定を受けた地域活動協議会に対しては、第 6 条及び第 7 条に定めるところにより補助金を交付することができる。

【趣旨】

補助金の交付に当たっては、地域活動協議会が準行政的機能を有していることが前提となることから、その確認のため区長による認定手続を介在させるもの。したがって、地域活動協議会はこの要綱による補助金の交付を受けるためには区長の有効な認定を受けていなければならない。

なお、この認定は、補助金の交付に当たって交付の相手方が内部基準で定めた資格を有しているかどうかという事実について行政機関内部で判断し決定する行為であり、予算執行の一態様にすぎず、認証(公証)や許認可とは異なり、講学上の処分その他の行政行為には該当しないものと考えられることから、要綱を根拠として行うもの。

(1) 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を行うこと目的としていること。

【第1号の趣旨】

地域活動協議会は特定の分野ではなく防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象としているが、あくまでもその活動は任意であり、全ての分野での市民活動を目的としているとはいえないものもあると考えられる。

その一方で、地域活動協議会が、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら、多様化する地域課題に対応し地域経営を行っていくという準行政的機能を有しているといえるためには、一定の範囲の分野における市民活動を行うこと前提としていることが必要と考えられる。

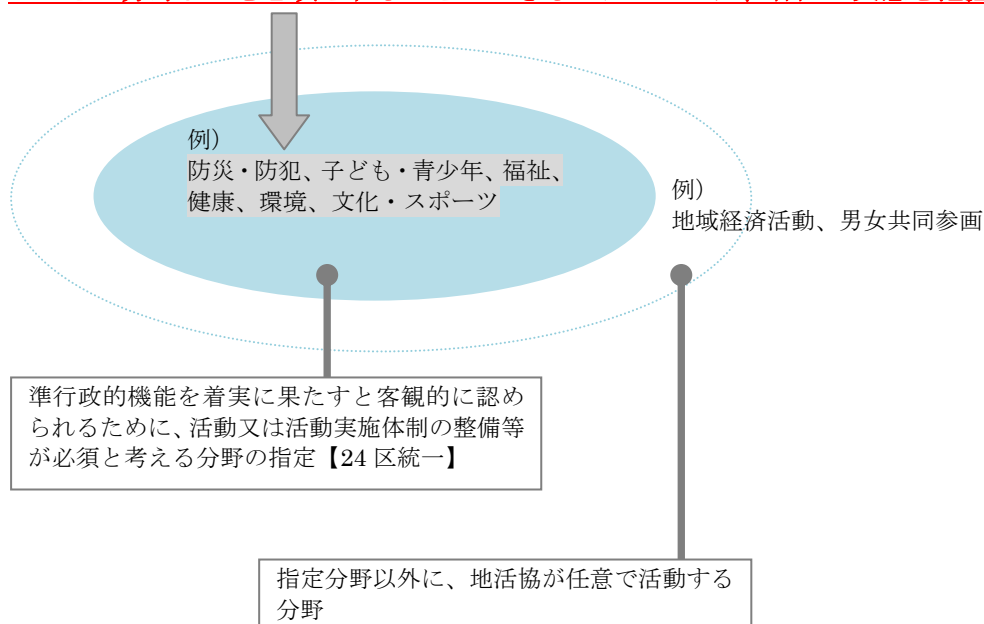
こうしたことから、少なくとも防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を行うことを目的としていることを要件とするもの。

防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの各分野における活動実態があることは必ずしも必要ではないが、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない活動分野を補完する機能を着実に果たすことができると客観的に認められることが必要となる。

なお、これらの分野は必須分野であって、区長において区の特性や校区等地域の実情に即してこれらに他の分野を付加することを妨げるものではない。(第6条第2項参照)

この要件の有無については、地域活動協議会の規約等を通じて活動分野の範囲を確認するとともに、実際の活動状況等についても、適宜中間支援組織からの情報収集をするなど適切にチェックすることが求められる。

→ どの分野までを必須とすることができるかについては、各区の実態を把握して決定



- (2) 地域団体をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など様々な活動主体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。

【第2号の趣旨】

地域活動協議会が、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら第1号に規定する市民活動を行うことを通じて地域経営を行っていくという準行政的機能を果たすためには、多様な分野の活動主体(マルチパートナー)が参画し又は参画することが保障されていることが必要となることから要件とするもの。

この要件の有無については、地域活動協議会の規約等を通じて参画の機会の保障や参画団体の状況を確認するとともに、実際の活動状況等についても、適宜中間支援組織からの情報収集をするなど適切にチェックすることが求められる。

- (3) 校区等地域における第1号に規定する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

【趣旨】

地域活動協議会が、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら第1号に規定する市民活動を行うことを通じて地域経営を行っていくという準行政的機能を果たすことから、校区等地域における他の市民活動団体との競合を避けるため唯一性を要件とするとともに、第1号に規定する市民活動を継続的に行うために必要なことができる「経理的基礎」及び「技術的能力」の具備を要件とするもの。

この要件の有無については、地域活動協議会の規約、予算・決算関係書類、参画する団体や財産の状況等を通じて確認するとともに、実際の活動状況等についても、適宜中間支援組織からの情報収集をするなど適切にチェックすることが求められる。

- (4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。
- (5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。

【第4号及び第5号の趣旨】

地域活動協議会は、ニア・イズ・ベター「自らの地域のことは自らの地域で決める」という基本的な考え方に基づきそれぞれの地域の実情に即した取組を自律的に進めていくことを目指す自律的な組織であり、総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など民主的な手続による組織や事業の運営と透明性の確保された会計処理の下で活動内容を自ら決定し実践していくことが必要となるとともに、準行政的機能を有していることから団体運営費補助の原則廃止、その他事業補助の補助率上限2分の1原則の徹底といった方針の例外的措置として、一般の市民活動団体に対する補助とは別の特別な補助を行うことにかんがみ、組織や事業の運営の透明性が校区等地域内の住民全体にも確保されるようにする観点から要件とするもの。

この要件の有無については、地域活動協議会の規約等を通じて、意思決定、事業実施その他の運営についての民主的な手続やその透明性の確保のための仕組みを確認するとともに、実際の組織や事業の運営や校区等地域内の住民全体に対する情報発信の状況等についても、適宜中間支援組織からの情報収集をするなど適切にチェックすることが求められる。

(6) 次に掲げる活動をしていないこと。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

【第6号の趣旨】

地域活動協議会が準行政的機能を有し公金による補助を受けている以上、当然、営利性の排除や宗教的・政治的中立性が求められることから要件とするもの。

本号は、地域活動協議会の活動の場や地域活動協議会の名において行われる活動を対象とするものであり、地域活動協議会に参画する個々の団体や個人による営利活動、宗教的活動及び政治的活動については憲法上保障されていること(憲法第19条、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項等)に留意する必要がある。

なお、本号の対象となる政治的活動の態様としては、以下のようなものが考えられる。

地域活動協議会の活動の場や地域活動協議会の名において、特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し又はこれに反対する目的をもって行われる、次のアからオに掲げる行為

ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為

イ 署名運動

ウ 寄附金その他の金品の募集又は配付若しくは配布

エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配付若しくは配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配付若しくは配布

この要件の有無については、地域活動協議会の規約、予算・決算関係書類等を通じて確認するとともに、実際の活動状況等についても、適宜中間支援組織からの情報収集をするなど適切にチェックすることが求められる。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が前条の基本原則を踏まえ、区又は校区等地域の状況に応じて定めた要件

【第7号の趣旨】

第1号から第6号までの要件は各区に共通するものであるが、区の特性や校区等地域の実情に応じて区長において独自の要件を付加することができることとするもの。

もつとも、区長が本号により定める要件は、第3条の基本原則の趣旨にのっとりたものでなければならない。

2 前項の補助金は、活動費補助金及び運営費補助金とし、その交付額は、区長が毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額以内の額とする。

【趣旨】

地域活動協議会に対する補助金としては、その他事業補助としての活動費補助金のほか、その準行政的機能にかんがみ、団体運営費補助の原則廃止という方針の例外的措置として、運営費補助金を交付することとするもの。

各補助金の交付限度額については、毎年度、区役所予算として配分された財源枠の範囲内で区長において設定することとするもの。

(区長による認定)

第5条 区長は、地域活動協議会から前条第1項の認定の申請があった場合において、当該地域活動協議会が同項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、その認定をしなければならない。

【趣旨】

第4条第1項の認定は、地域活動協議会からの申請に基づき行うこととし、区長において同項各号に掲げる要件を規約その他の添付書類により確認し、要件を備えていると認めるときは、その認定をしなければならないこととするもの。

2 区長は、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を取り消さなければならない。

(1) 地域活動協議会が前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

【第1号の趣旨】

地域活動協議会がこの要綱に基づく補助金を受けるためには、第4条第1項各号に掲げる要件のいずれについても、継続して具備されていなければならないが、これらのいずれかの要件を欠いたときには、区長は同項の認定を取り消さなければならないこととするもの。

(2) 地域活動協議会が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

【第2号の趣旨】

地域活動協議会が準行政的機能を有していることから他の市民活動団体とは異なる公特別の補助を受けていることにかんがみ、偽りその他不正な手段(故意)により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったときは、区長は同項の認定を取り消さなければならないこととするもの。

(3) その他、第3条の基本原則に照らし、地域活動協議会が補助金を交付する団体として適当でないと認めるとき。

【第3号の趣旨】

第1号及び第2号に定めるもののほか、区長は、地域活動協議会が第3条の基本原則に照らしてこの要綱による補助を受ける団体として適当でないと認められるときは、第4条第1項の認定を取り消さなければならないこととするもの。

3 区長は、第 1 項の規定により認定をしようとするとき又は前項の規定により認定を取り消そうとするときは、地域コミュニティ支援事業に係る中間支援を行う事業者の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

地域コミュニティ支援事業に係る中間支援を行う事業者は、形成・運営、自主財源の確保の支援など様々な面で地域活動協議会との関わりがあり、その実態をより詳細に把握していると考えられることから、区長は、第 4 条第 1 項による認定及び同条第 2 項による認定取り消しに当たっては、当該事業者の意見を聴くこととするもの。

なお、区長は、当該事業者の意見に拘束されるものではないが、当然のことながら、自らの判断についての説明責任を負うことになる。

4 第 2 項の規定により認定が取り消されたときは、補助金交付規則第 17 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

【趣旨】

第 4 条第 1 項の認定はこの要綱に基づく補助金の交付の大前提となることから、同項の認定が取り消されたときは、補助金交付規則第 17 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととするもの。

補助金交付規則第 17 条第 1 項では、補助金の交付決定の取消しの要件として「補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき」と規定しており、第 4 条第 1 項の認定の取消しが明文上の要件とされていないことから、補助金の交付決定に当たっては、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第 4 条第 1 項の認定を取り消されたときは、補助金交付規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す」旨を交付決定の内容又は条件として明記しておくことが必要である。

なお、補助金の交付決定やその取消し、実績報告の徴収等については、補助金交付規則上市長の権限とされているので、市長の名において又は市長を名宛人として行われるものであることに留意する必要がある。

5 前各項に定めるもののほか、前条第 1 項の認定に関し必要な事項は、市政改革室長が定める。

【趣旨】

第 4 条第 1 項の認定の申請方法、添付書類その他申請手続、同項の認定の通知、認定の取消し決定通知など、同項の認定に関して必要となる手続や様式の標準例の制定について、市政改革室長に委任するもの。

(活動費補助金)

第6条 活動費補助金は、地域活動協議会の下で行われる市民活動に要する経費に対する補助金とする。

【趣旨】

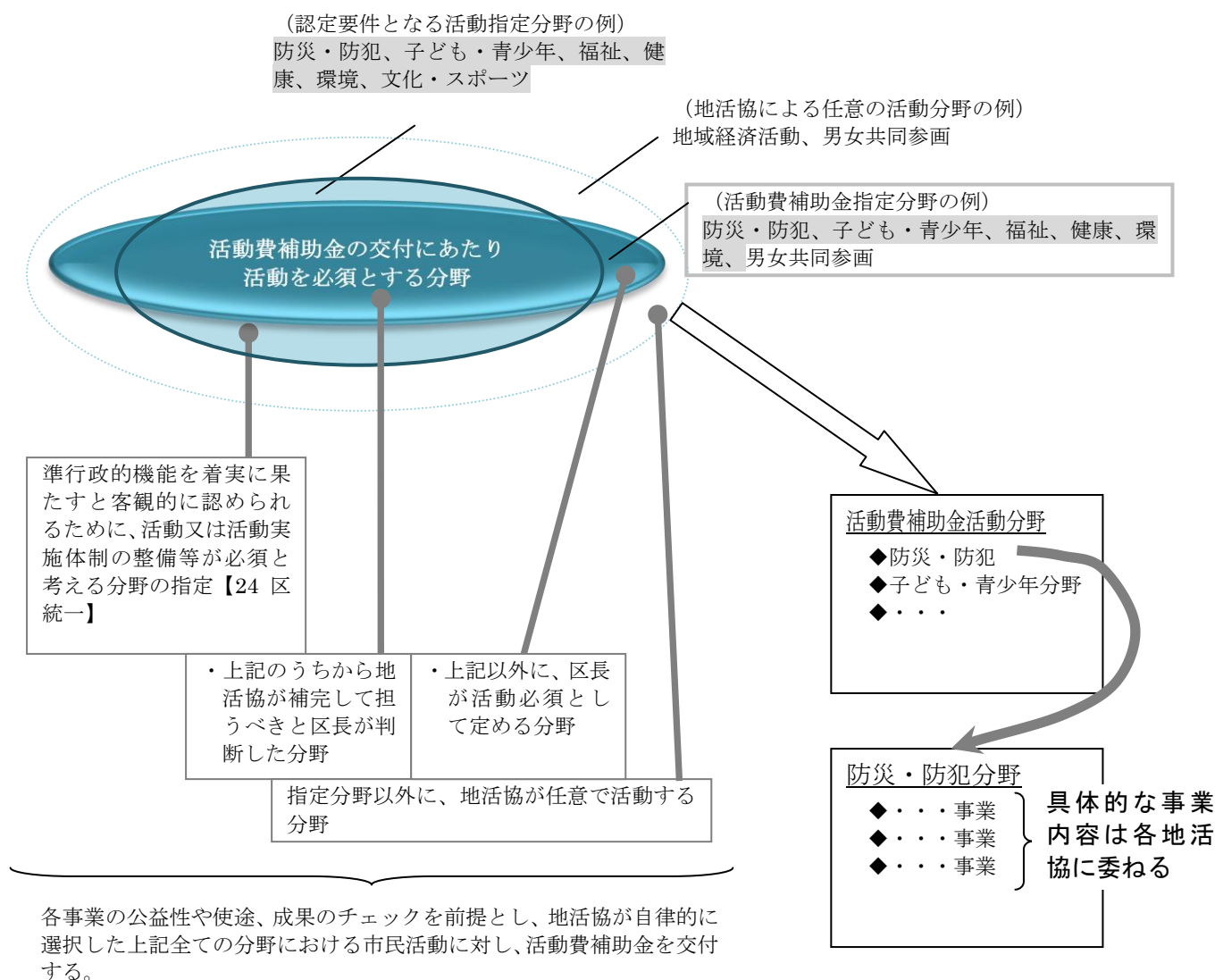
地域活動協議会は、地域の多様な分野の活動主体(マルチパートナー)が参画して形成されており、実際の市民活動は地域活動協議会に参画する各活動主体が行うことも想定されるが、活動費補助金はあくまでも地域活動協議会に対して交付されるものであり、補助対象となる市民活動は地域活動協議会の統制と責任の下で行われることが必要であることを確認的に明記したもの。

なお、活動費補助金が地域活動協議会の統制と責任の下で行われていない活動に充てられたときは、「補助金の他の用途への使用」に該当し、補助金交付規則第17条第1項による補助金交付決定の取消し事由に該当することがあることに留意する必要がある。

- 2 区長は、校区等地域ごとに、第4条第1項第1号に規定する分野のうちから市民活動団体の活動対象となっていない分野を補完する観点から地域活動協議会が担うべき分野を指定するとともに、区の特性や当該校区等地域の実情に即して必要と認める分野があるときは当該分野を指定するものとする。
- 3 活動費補助金は、地域活動協議会の下で行われる市民活動のうち補助の対象とすべき市民活動が、区長が前項の規定により指定した活動分野の全ての分野にわたるものであるときに限り、交付することができる。

【第2項及び第3項の趣旨】

この要綱に基づく補助は地域活動協議会が特定分野の市民活動団体の活動対象とならない活動分野を補完する機能を有していることにかんがみ行われるものであることから、区長は、活動費補助金の交付に当たっては、あらかじめ第4条第1項第1号に規定する各分野(必須分野)のうちから地域活動協議会として補完機能を果たすべき分野を指定するとともに、区の特性や校区等地域の実情に即して必要と認める分野があるときは当該分野を指定することとし、地域活動協議会の下で行われる市民活動が区長が指定した活動分野の全ての分野にわたるものであるときに限り、活動費交付金を交付することができることとするもの。



4 活動費補助金の交付の対象とする経費は、一般の市民活動団体の市民活動に対する補助金の例によるものとし、活動費補助金の交付額は、交付の対象とする経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする

【趣旨】

活動費補助金の交付の対象とする経費は、一般の市民活動団体の市民活動に対する補助金と同様とするとともに、補助率の上限については、その他事業補助についての方針にのっとり 100 分の 50 とするもの。

ただし、附則において、経過措置として平成 25 年度については全額補助とすることとしている。

(活動費補助金費目案)

1 報酬	・ 800 円／人・時間を超える部分は対象外
2 報償費	・ 謝礼金の基準は大阪市のものを準用
3 旅費交通費	・ 市内交通費、市外への旅費
4 消耗品費	・ 事業実施に必要な必要最小限の食材費、材料費等も含む
5 燃料費	・ 自動車等を使用した活動に係る燃料費 (例 青パト)
6 食糧費	・ 事業、又は事業に直接関係のある会議用・接待用の茶菓・食事代 ・ 茶菓代は 1 回あたり 150 円／人、食事代は 700 円／人を超える部分は対象外 ・ アルコール類は不可
7 印刷製本費	・ 資料、パンフレット等の印刷経費等
8 光熱水費	・ 事業に直接関係のある部分
9 修繕料	・ 備品修繕料、事業実施に必要な車両の点検、整備、修繕費用 (車検含む)
10 役務費	・ 通信運搬費、各種保険料、手数料 (例 交通パレードによる道路許可印紙代など)
11 委託料	・ 事業全部の委託に係る経費は対象外
12 使用料及び賃借料	・ 事業実施に伴う会場借上げ経費等
13 図書購入費	・ 書籍
14 備品購入費	・ 複数の事業で使用する、又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められること。
15 分担金	・ 他団体と協働で実施する事業の負担分
16 会費	・ 事業実施に必要な講習会等の参加費
17 公課費	・ 自動車税、軽自動車税、自動車重量税
18 その他	・ その他市長が認めるもの

(運営費補助金)

第7条 運営費補助金は、活動費補助金を交付した地域活動協議会の運営に要する経費に対する補助金とする。

【趣旨】

活動費補助金の交付を受けて市民活動をしている地域活動協議会については、その準行政的機能にかんがみ、団体運営費補助の原則廃止という方針の例外的措置として、運営費補助金を交付することとするもの。

2 運営費補助金の交付の対象とする経費は、会議の開催、会計処理その他の地域活動協議会の運営に必要な物件費及び人件費とする。

【趣旨】

運営費補助金の交付の対象とする経費は、会議の開催、会計処理その他の地域活動協議会の運営に必要な物件費及び人件費とするもの。

(運営費補助金費目案)

1 報酬	・ 800 円／人・時間を超える部分は対象外 ・ 役員手当等、業務に直接関わりなく支払われる類のものは不可
2 報償費	・ 謝礼金の基準は大阪市のものを準用
3 旅費交通費	・ 市内交通費、市外への旅費
4 消耗品費	・ 地活協運営に必要なコピー用紙等消耗品費
5 食糧費	・ 地活協運営にかかる会議用・接待用の茶菓代（食事代は対象外） ・ 茶菓代は1回あたり150円／人を超える部分は対象外 ・ アルコール類は不可
6 印刷製本費	・ 地域内新聞等の印刷経費等
7 光熱水費	・ 事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
8 修繕料	・ 備品修繕料
9 役務費	・ 通信運搬費、社会保険料、手数料（例 不動産登記手数料など）
10 委託料	・ 運営事務の全部に係る委託は除く
11 使用料及び賃借料	・ 地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借上げ経費等
12 図書購入費	・ 書籍
13 備品購入費	・ 地活協運営に必要な電話機、パソコン等
14 会費	・ 講習会等の参加会費
15 公課費	・ 収入印紙代等
16 その他	・ その他市長が認めるもの

3 運営費補助金の交付額は、活動費補助金の交付額に 100 分の 25 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。

【趣旨】

運営費補助金の補助率は、活動内容との連動させることとし、活動費補助金の交付額(平成 25 年度については交付額の 100 分の 50 に相当する額)の 100 分の 25 に相当する額とするもの。

ただし、平成 24 年度中に第 4 条第 1 項の認定を受けた地域活動協議会については、附則において、経過措置として平成 25 年度については補助率を 100 分の 30 とすることとしている。

(細則の委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、市政改革室長が定める。

【趣旨】

第 5 条第 5 項に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続その他その執行について必要な細則の制定について、市政改革室長に委任するもの。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 24 年〇月〇日から施行する。

【趣旨】

この要綱に基づく補助金の交付は平成 25 年度から実施するので、この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであるが、地域活動協議会の認定等の事前の準備手続に関する附則第 4 項の規定は、平成 24 年度中に施行することとするもの。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に附則第 4 項の規定に基づき第 5 条第 1 項の規定による認定を受けている地域活動協議会に対して交付する平成 25 年度の補助金に係る第 6 条第 4 項及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 4 項中「額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「額」とし、第 7 条第 3 項中「交付額に 100 分の 25」とあるのは「**交付の対象とする経費の額**に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に 100 分の 30」とする。

【趣旨】

平成 24 年度中に第 4 条第 1 項の認定を受けた地域活動協議会に対して交付する平成 25 年度の補助金については、以下のように取り扱うこととするもの。

- ア 活動費補助金について、これまでの地域交付金の補助率が 100 分の 100 であり、また、地域活動協議会の自主財源の確保のめどが十分に立っていない中で、補助率を 100 分の 50 にすることによって地域において必要とされる市民活動に影響を及ぼすおそれがあることを考慮し、その他事業補助についての方針の例外措置として、平成 25 年度については全額補助とする。
- イ 運営費補助金について、地域活動協議会形成に向けた先駆的な取組をした地域への配慮や平成 24 年度中の地域活動協議会形成に向けた取組のインセンティブ付与の観点から、平成 25 年度については、補助率を 100 分の 30 とするとともに、平成 25 年度については、活動費補助金の補助率が 100 分の 100 となることから、運営費補助金の算定の前提となる活動費補助金の額を**交付の対象とする経費の額**の 100 分の 50 に相当する額とする。

3 平成 25 年度の補助金(前項に規定する補助金を除く。)に係る第 6 条第 4 項及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 4 項中「額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「額」とし、第 7 条第 3 項中「交付額に」とあるのは「交付の対象とする経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額(当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に」とする。

【趣旨】

平成 25 年度以降に第 4 条第 1 項の認定を受けた地域活動協議会に対して交付する平成 25 年度の補助金については、以下のように取り扱うこととするもの。

ア 活動費補助金について、これまでの地域交付金の補助率が 100 分の 100 であり、また、地域活動協議会の自主財源の確保のめどが十分に立っていない中で、補助率を 100 分の 50 にすることによって地域において必要とされる市民活動に影響を及ぼすおそれがあることを考慮し、その他事業補助についての方針の例外措置として、平成 25 年度については全額補助とする。

イ 運営費補助金について、平成 25 年度については、活動費補助金の補助率が 100 分の 100 となることから、運営費補助金の算定の前提となる活動費補助金の額を交付の対象とする経費の額の 100 分の 50 に相当する額とする。

(準備行為)

4 第 5 条第 1 項の規定による区長の認定その他地域活動協議会に対する補助金の交付に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

【趣旨】

この要綱に基づく補助金の交付は平成 25 年度から実施するものであるが、平成 25 年 4 月 1 日からの円滑な事務の執行に向けて、第 5 条第 1 項の規定による区長の認定の決裁手続その他地域活動協議会に対する補助金の交付に必要な準備行為について、平成 24 年度中から実施することができるようにするもの。